

平成 29 年度

コーシャハイツ諸口外23住宅
駐車場附帯設備で使用する電力供給
(単価契約)

仕 様 書

需要期限	平成32年3月の検針日前日
------	---------------

大阪市住宅供給公社
住宅管理部管理課

委 託 概 要

- | | |
|---------|--|
| 1. 名称 | コーシャハイツ諸口外23住宅駐車場附帯設備で使用する電力供給
(単価契約) |
| 2. 委託概要 | 別紙、仕様書による。 |

仕 様 書

1. 業務概要

本業務は、「3. 供給場所」で示す駐車場附帯設備で使用する電力の供給を行う。

2. 電力供給期間

- (1) 既契約の契約切替後の直近検針日から平成32年3月の検針日前日まで
- (2) 契約締結後、速やかに電力会社へ契約切替の申込みを行い、順次に電力供給を開始する。

3. 供給場所及び数量

- (1) 供給場所 : 別添資料①による。
 - (2) 予定契約電力 : 別添資料①による。
 - (3) 予定使用電力量 : 別添資料①による。
- (注) 供給場所では、一部又は全部の用途廃止、省エネルギー化改修工事及び駐車場附帯設備の増設等による使用電力量等が増減する場合がある。

4. 電気料金の算定、請求及び支払い

(1) 電気料金の算定

①電気料金は、次のア. からオ. までの合計金額とする。

- ア. 基本料金又は最低料金
- イ. 電力量料金
- ウ. 力率割引及び力率割増
- エ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- オ. 燃料費調整額

②上記ア. 及びイ. については、「内訳書【積算根拠及び契約単価】」によるものとする。

③上記ウ. からオ. については、関西電力㈱の「電気特定小売供給約款（最新版）」によるものとする。

(2) 電気料金の請求

①電気料金は、前月の検針日から概ね30日以内に計量を行い、計量した値を上記(1)に基づき電気料金を算定し、請求するものとする。

②電気料金の請求書は、次のとおり作成すること。

- ア. 供給場所ごとの電気料金を1請求書にまとめること。
- イ. 電気料金の根拠を示した内容を記載する。または、電気料金の根拠を示した資料を請求書に添付すること。

③請求書及びその他の資料の書式については、受注者の任意とする。

(3) 電気料金の支払い

①電気料金の支払いは、金融機関等への振込みとする。また、大阪市内に所在する金融機関等で取り扱えること。

②発注者は、請求書を受領した日から30日以内に受注者に電気料金を支払わなければならない。

③発注者は、自己の責に帰すべき事由により、30日以内に電気料金を支払わないときは、その遅延日数に応じて、当該支払額から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対し、年利(365日当たり)2.7%の割合で計算した額を遅延利息として、受注者に支払うものとする。

5. 電力供給における料金、単位及び端数処理については、次のとおりとする。

- (1) 契約電力の単位は【kW】とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

- (2) 使用電力量の単位は【kWh】とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 電気料金及びその他の計算における単価は内税とする。また、合計金額の単位は1円未満を切り捨てとする。

6. 事情変更

- (1) 発注者及び受注者は、供給場所の増減、契約容量の増減、送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定及び改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不相当と認められる場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、この契約の全部又は一部を変更することができる。
- (2) 上記(1)において、この契約に定める条件等を変更する必要がある場合は、発注者及び受注者の協議のうえ、書面により定めるものとする。

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

1 受注者は、業務の全部を一括して、又は次の各号に掲げる「主たる部分」について、これを第三者に再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない（ただし、個人情報を含むものを除く。）。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者の内部統制連絡会議がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 万一個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し発注者の指示に従うものとする。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。

- 4 受注者は、当該契約(協定)が終了した時、又は発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を再委託してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(事実の公表)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例及び大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程に基づく調査又は勧告に正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪府が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

◎電力の供給場所、現在の契約種別及び参考使用電力量の一覧

別添資料①

No.	住宅名	供給場所	供給会社	現在の契約種別	契約電力 (kW)	参考使用電力量 (kWh)												計 (kWh)	力率 (%)													
						平成28年						平成29年								平成30年												
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
001	Ｊ-ｙｙのり川口	鶴見区鶴見2-12-30	関西電力	従量電灯A	-	146	146	114	122	118	141	144	144	144	152	149	150	159	180	143	180	159	190	152	149	3,497	-					
002	Ｊ-ｙｙのり井天	港区井天1-4-18	関西電力	従量電灯A	-	29	28	21	25	35	29	36	29	30	34	28	35	33	30	27	28	31	29	23	27	698	-					
003	Ｊ-ｙｙのり井天	港区井天1-4-18	関西電力	低圧電力	34	183	169	144	168	156	139	166	143	148	175	143	146	169	163	139	167	142	139	143	146	3,749	90					
004	Ｊ-ｙｙのり井天	港区井天2-4-1	関西電力	低圧電力	13	3	3	4	3	2	4	3	2	3	3	3	4	4	5	7	5	3	3	3	2	82	90					
005	Ｊ-ｙｙのり豊西	平野区豊西6-2-3	関西電力	従量電灯A	-	475	421	370	441	468	477	496	582	545	575	499	502	449	450	366	411	475	447	486	569	520	11,620	-				
006	Ｊ-ｙｙのり豊西	平野区豊西6-2-3	関西電力	低圧電力	23	72	68	62	72	72	66	65	73	67	73	66	72	68	72	62	67	72	63	65	75	66	72	1,648	80			
007	Ｊ-ｙｙのり加賀屋	住之江区加賀屋1-4-16	関西電力	従量電灯A	-	351	315	252	291	269	319	352	379	411	432	333	296	309	251	247	264	252	310	303	353	394	7,744	-				
008	Ｊ-ｙｙのり加賀屋	住之江区加賀屋1-4-16	関西電力	低圧電力	15	16	21	32	35	17	14	30	18	21	19	6	20	12	16	14	18	13	11	17	33	26	19	6	454	90		
009	Ｊ-ｙｙのり和田	港区和田9-16-21	関西電力	従量電灯A	-	417	365	306	359	274	349	451	481	518	618	490	461	538	511	442	495	456	554	567	640	671	618	490	461	11,532	-	
010	Ｊ-ｙｙのり和田	港区和田9-16-21	関西電力	低圧電力	27	129	119	107	124	111	119	128	111	113	112	113	112	113	131	121	109	123	110	126	116	117	124	137	112	113	2,866	90
011	Ｊ-ｙｙのり2号棟	港区豊2-4-2	関西電力	低圧電力	16	79	75	70	82	82	75	71	77	70	78	85	93	91	99	99	84	92	99	87	91	101	86	78	85	93	2,023	90
012	Ｊ-ｙｙのり3号棟	此花区豊1-3-36	関西電力	従量電灯A	-	1,486	1,316	1,113	1,333	1,321	1,305	1,472	1,506	1,535	1,652	1,094	1,033	1,142	1,118	1,029	1,167	1,292	1,217	1,331	1,599	1,476	1,652	1,094	1,033	31,316	-	
013	Ｊ-ｙｙのり豊西	此花区豊4-1-1	関西電力	従量電灯A	-	926	861	772	893	850	947	908	956	987	965	844	842	932	840	744	887	913	853	904	1,022	875	965	844	842	21,352	-	
014	Ｊ-ｙｙのり豊西	此花区豊4-1-1	関西電力	低圧電力	12	73	71	64	74	70	73	66	69	73	72	65	68	73	72	65	75	75	67	67	76	66	72	65	68	1,679	90	
015	Ｊ-ｙｙのり中野	平野区豊西3-1-22	関西電力	従量電灯A	-	527	474	412	486	510	517	544	629	597	625	551	552	509	508	413	457	521	496	555	660	577	625	551	552	12,848	-	
016	Ｊ-ｙｙのり中野	平野区豊西3-1-22	関西電力	低圧電力	28	85	84	77	89	86	85	78	87	77	80	78	88	85	94	80	85	91	81	88	95	80	80	78	88	2,019	90	
017	Ｊ-ｙｙのり中野	平野区豊西3-1-22	関西電力	従量電灯A	-	564	507	440	517	543	552	581	673	642	673	593	598	521	531	443	492	566	532	591	701	616	673	593	598	13,730	-	
018	Ｊ-ｙｙのり中野	中央区安土町3-1-14	関西電力	低圧電力	25	84	80	73	85	82	80	74	83	74	80	68	75	73	81	68	74	78	69	74	80	68	80	68	75	1,826	90	
019	Ｊ-ｙｙのり安土町	中央区安土町3-1-14	関西電力	従量電灯A	-	189	189	167	188	185	204	192	205	185	211	186	183	201	202	289	676	196	243	280	188	211	186	183	183	5,250	-	
020	Ｊ-ｙｙのり安土町	中央区安土町3-1-14	関西電力	低圧電力	40	219	180	202	276	277	267	270	321	304	300	312	343	297	298	287	270	279	259	280	317	308	304	300	312	6,826	90	
021	Ｊ-ｙｙのり井天	西区九条町1-4-15	関西電力	従量電灯A	-	178	180	167	173	185	187	198	178	180	208	161	163	189	157	179	184	167	229	193	195	182	208	161	163	4,365	-	
022	Ｊ-ｙｙのり井天	西区九条町1-4-15	関西電力	低圧電力	36	130	128	123	120	125	122	128	117	121	140	120	121	140	113	124	131	116	123	124	95	96	140	120	121	2,938	90	
023	Ｊ-ｙｙのり豊西	城東区豊2-4-32	関西電力	従量電灯A	-	405	383	299	320	317	362	404	461	470	534	387	363	378	370	300	292	333	290	347	409	424	534	387	363	9,132	-	
024	Ｊ-ｙｙのり豊西	城東区豊2-4-32	関西電力	低圧電力	9	125	123	107	119	111	95	87	83	79	83	79	84	81	84	94	82	84	93	74	82	96	78	92	84	81	2,210	90
025	Ｊ-ｙｙのり豊野	阿倍野区豊野4-19-10	関西電力	従量電灯A	-	203	217	194	210	218	218	232	201	200	235	192	192	238	215	195	240	249	268	274	258	246	235	192	192	5,314	-	
026	Ｊ-ｙｙのり豊野	阿倍野区豊野4-19-10	関西電力	低圧電力	28	155	163	137	149	155	154	167	147	148	182	150	150	150	177	148	129	144	134	151	157	145	141	182	150	150	3,665	90
027	Ｊ-ｙｙのり豊野	旭区豊6-14-1	関西電力	従量電灯A	-	251	270	231	260	289	248	252	257	237	276	225	236	235	241	228	262	505	244	230	261	234	276	225	236	6,209	-	
028	Ｊ-ｙｙのり豊野	旭区豊6-14-1	関西電力	低圧電力	33	41	36	38	44	47	42	30	27	32	41	28	36	29	25	18	22	19	20	24	26	29	41	28	36	759	80	
029	Ｊ-ｙｙのり井天	天王寺区北山町9-1	関西電力	従量電灯A	-	306	281	230	245	251	284	303	322	320	380	296	281	287	291	252	271	313	271	314	360	342	380	296	281	7,157	-	
030	Ｊ-ｙｙのり井天	天王寺区北山町9-1	関西電力	低圧電力	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	80	-
031	Ｊ-ｙｙのり井天	阿倍野区相生通1-4	関西電力	従量電灯A	-	536	525	416	450	514	463	604	599	675	818	567	529	571	490	416	490	479	462	587	600	605	818	567	529	13,310	-	
032	Ｊ-ｙｙのり井天	阿倍野区相生通1-9-19	関西電力	従量電灯A	-	172	203	168	174	163	193	242	223	235	274	216	207	224	209	181	204	186	210	235	239	236	274	216	207	5,091	-	
033	Ｊ-ｙｙのり井天	阿倍野区相生通1-9-19	関西電力	低圧電力	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	90	-
034	Ｊ-ｙｙのり井天	西区川口2-3-26	関西電力	従量電灯A	-	391	409	341	379	363	435	403	428	381	432	350	341	368	383	321	344	370	378	347	387	331	432	350	341	9,005	-	
035	Ｊ-ｙｙのり井天	西区川口2-3-26	関西電力	低圧電力	52	272	268	288	212	236	276	252	268	236	261	210	204	226	220	187	188	183	186	171	187	171	261	210	204	5,377	90	
036	Ｊ-ｙｙのり井天	鶴見区豊5-3-6	関西電力	従量電灯A	-	174	189	160	172	179	180	196	172	172	195	156	155	184	177	161	183	167	181	190	187	170	195	156	155	4,206	-	
037	Ｊ-ｙｙのり井天	鶴見区豊5-3-6	関西電力	低圧電力	16	49	52	44	47	49	49	52	45	45	44	44	44	52	49	44	51	46	49	50	48	46	54	44	44	1,151	90	
038	Ｊ-ｙｙのり井天	中央区浜町1-5	関西電力	従量電灯A	-	814	838	682	788	725	877	855	942	897	1,066	848	813	863	745	656	777	752	830	901	946	851	1,066	848	813	20,233	-	
039	Ｊ-ｙｙのり井天	此花区豊1-3-33	関西電力	公衆電話灯	-	88	75	63	74	78	76	85	89	100	105	88	82	89	79	64	71	81	77	85	102	96	105	88	82	2,022	-	
040	Ｊ-ｙｙのり井天	此花区豊1-3-33	関西電力	従量電灯A	-	387	377	323	383	384	342	383	395	446	461	387	362	398	362	290	326	366	379	413	488	419	461	387	362	9,281	-	
041	Ｊ-ｙｙのり井天	此花区豊1-3-33	関西電力	低圧電力	49	282	265	236	283	273	304	254	247	285	278	242	243	284	278	233	260	270	241	243	273	239	278	242	243	6,256	90	
042	Ｊ-ｙｙのり井天	此花区豊1-3-34	関西電力	従量電灯A	-	2410	2,180	1,908	2,252	2,208	2,081	2,260	2,241	2,437	2,452	2,083	2,031	2,311	2,187	1,856	2,086	2,230	2,018	2,091	2,387	2,122	2,452	2,083	2,031	52,397	-	
043	Ｊ-ｙｙのり井天	此花区豊1-3-34	関西電力	低圧電力	25	201	191	171	205	200	181	189	180	193	198	175	172	204	205	172	191	202	179	178	201	176	198	175	172	4,509	90	
044	豊野車庫	西区井田2-15-92	関西電力	従量電灯A	-	136	114	84	81	85	90	105	133	145	168	136	130	141	108	115	115	105	121	131	138	144	168	136	130	2,959	-	
合計						13,759	12,959	11,212	12,803	12,683	13,021	13,808	14,325	14,599	15,852	12,836	12,568	13,497	12,751	11,239	12,917	13,164	12,728	13,402	15,057	13,875	15,852	12,836	13,031	320,311	-	